

事業者健診データの提供に係る提供依頼書の提出勧奨・取得業務及び事業者健診データ作成業務  
委託事務処理要領

1. 目的

この要領は、全国健康保険協会京都支部（以下「協会支部」という。）が事業者健診データの提出に係る提供依頼書の提出勧奨・取得業務及び事業者健診データ作成業務を委託するにあたって、委託業務の内容及び遵守すべき事項等を示すことにより、受託先である健診機関等（以下「健診機関」という。）が委託業務を適切に実施することを目的とする。

2. 委託業務内容等

(1) 事業者健診データの提供に係る提供依頼書の提出勧奨・取得業務

提供依頼書に基づき事業者健診結果を協会支部へ提供する場合は、以下の手順で、提供依頼書を取得すること。

ア 健診機関は、自機関にて労働安全衛生法その他の法令に基づき実施する健康診断（以下「事業者健診」という。）を受診している全国健康保険協会に加入する事業者に対し、別紙 1「事業者健診データの提供のお願い」等を使用し、別紙 2「提供依頼書」の提出勧奨及び取得業務を実施すること。

なお、提出勧奨を行うにあたっては、健診機関は事業者へ以下のことを説明すること。

- ・「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「高確法」という。）及び「健康保険法」において、保険者が事業者等に対して健診記録の写しを提供するよう求めることができ（高確法第 27 条第 3 項、健康保険法第 150 条第 2 項）、また、提供を求められた事業者等は健診記録の写しを提供しなければならない（高確法第 27 条第 4 項、健康保険法第 150 条第 3 項）ことが規定されているため、事業者等が協会に事業者健診データを提供しても、個人情報をも本人の承諾なく提供した責任を問われることはないこと。
- ・協会支部へ提供する事業者健診データについては、受診者自身の今後の健診、治療、健康相談、保健指導及び 40 歳以上を対象とする保健師等による特定保健指導を実施する時等に使用すること。また、特定の個人が識別されることがない方法で統計・調査研究を実施する時に使用すること。
- ・事業者より取得した提供依頼書については、特段の申し出がない限り、次年度以降も引き続き効力を有する（次年度以降に健診機関に変更があった場合は除く。）こと。

イ 提出勧奨及び取得業務において生じた事業者からの質疑等の照会は、その都度、協会支部へ照会して差し支えないこと。

(2) 事業者健診データの作成

ア 健診機関は事業者健診データを次の仕様で作成すること。

[データの仕様]

データ形式	仕様
XML形式	国が定める標準仕様
CSV形式	協会独自のフォーマット

イ 事業者健診データの作成対象となる者は、以下の事業者の加入者とする。ただし、事業者健診を同一年度に複数回受診している者は年度に1回限りデータ作成対象者となる。

なお、健診機関が生活習慣病予防健診委託実施機関である場合は、生活習慣病予防健診を予約している者及び受診した者は対象から除くこと。

また、健診機関が特定健康診査委託実施機関である場合は、特定健康診査を予約している者及び受診した者は対象から除くこと。

- ①健診機関が、〔厚生労働省労働基準局長・保険局長通知『「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について』（基発 0731 第 1 号、保発 0731 第 4 号）〕で示された事業者健診結果の提供方法に基づき契約書を交わした事業者。
- ②健診機関が、提供依頼書を取得した事業者。
- ③協会支部が、提供依頼書を取得した事業者。
- ④過去に健診結果の提供について同意を得ている事業者。

ウ 事業者健診データの作成にあたっては、前述のイの①に基づく場合、健診機関にて、原則、受診者等から必要な情報を取得すること。前述のイの②、③又は④に基づく場合、必要に応じて事業者健診データ作成対象者一覧データ（記号・番号、氏名、性別、生年月日等）を協会支部より健診機関へ提供するため、健診機関にて提供依頼書を取得した場合は、提供依頼書の写しを協会支部へ提出すること。また、協会支部が事業者健診データの提供について事業者より提供依頼書を取得した場合は、提供依頼書の写しとともに事業者健診データ作成対象者一覧データを健診機関へ提供する。

エ 事業者健診データの作成対象となる健診項目等は、事業者健診の健診項目のうち、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に規定する①、②の健診項目及び③を対象とする。ただし、②については必須ではない。

- ①身長、体重、BMI、腹囲、血圧、空腹時中性脂肪（注1）、HDLコレステロール、LDLコレステロール（注2）、空腹時血糖又はHbA1c（NGSP値）（注3）、肝機能（AST（GOT）、ALT（GPT）、 $\gamma$ -GT（ $\gamma$ -GTP））、尿検査（尿糖、尿たんぱく）
- ②心電図、血清クレアチニン（eGFRによる腎機能の評価を含む）、血液学検査（ヘモグロビン値、赤血球数）、その他質問項目（注4）
- ③保険者番号、記号・番号、枝番（被扶養者番号）（注5）、氏名（カナ）、住所、生年月日、性別、健診機関名（コード番号）、健診受診日の基本データ並びに服薬

歴、喫煙歴、メタボリックシンドローム判定、医師の診断（判定）、医師名、既往歴及び自覚症状・他覚症状の有無

（注 1）脂質検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時中性脂肪が測定できない場合は、随時中性脂肪でも可

（注 2）空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合は、non-HDL コレステロールでも可

（注 3）やむを得ず空腹時血糖以外においてHbA1c（NGSP 値）を測定しない場合は、食直後（食事開始時から 3.5 時間未満）を除き随時血糖でも可

（注 4）標準的な健診・保健指導プログラム「標準的な質問票」の中から、階層化に必要な必須項目を除いたものを基本とする。

（注 5）受診者が被保険者の場合は省略可

※健診結果は、協会が支払基金を通じてマイナポータルへ登録し、受診者個人が健診結果を確認できるため、氏名（カナ）等に誤りがないようにすること。

オ 健診機関は、事業者健診の健診項目等の情報と協会支部に提出する事業者健診データの検査数値等に誤りがないよう、健診項目等や検査数値等が一致していることを複数人で確認する等の対応を行うこと。

カ 健診機関は、上記仕様等を基に作成した事業者健診データを電子媒体（CD-R 又は DVD-R）に収録し、以下の要件を満たしたうえで納品すること。なお、納品された電子媒体は、原則返却しない。

- ・ 1 回だけ書き込みが可能な電子媒体（未使用の CD-R 又は DVD-R に限る。）を使用し、データ書き込み時にファイナライズすること。
- ・ パスワードを設定すること。

キ 健診機関は、事業者健診データを送付する際に、送付誤りがないよう宛先や封入物の誤りがないことを複数人で確認する等の対応を行うこと。

### 3. 個人情報保護措置、セキュリティ対策

（1） 個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年第 57 号）等関係法令のほか、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等の遵守を徹底すること。なお、本業務の管理者及び現場責任者等の氏名等を、予め別紙 3 「事業者健診データ作成業務管理者等届」により協会支部へ届出すること。

（2） 健診機関は、協会支部より事業者健診データ作成対象者一覧データの提供を受けた後は、必ず施錠が可能な場所にて安全に保管し、業務履行場所及び保管場所については、個人情報保護のための措置を講ずること。また、業務の履行場所より外部に持ち出してはならないものとし、複写複製についても禁ずる。ただし、協会支部の承認を受けた場合はその限りではない。なお、健診機関は本業務が完了次第、速やかに事業者健診データ作成対象者一覧データを協会支部に以下のいずれかの方法で返却すること。

- ・ 健診機関の職員が直接運搬し返却

## 機密性 1

- ・セキュリティ便等を利用した配送（ただし協会支部の了承を受けたものに限る）

- (3) 協会支部が事業者健診データ作成対象者一覧データに設定したパスワードは、本業務に従事する者に限り知りうること。
- (4) 上記のほか、個人情報保護及びセキュリティ対策については万全を期すこと。

### 4. 費用等

- (1) 本業務における委託費（単価）については、委託契約書に定める額とする。
- (2) CD-Rなどの電子媒体及び送料等については、単価に含む方法のほか、協会支部と健診機関の協議により、別途支払うことができることとする。

### 5. 納品と費用の請求等

- (1) 毎月末日までに、前月分の本業務の結果に基づく次のものを納品（提出）すること。また、併せて前月分の本業務に基づく費用を請求すること。
  - ・事業者健診データを収録した電子媒体
  - ・その他、協会支部が必要とするもの
- (2) 健診機関が適格請求書発行事業者である場合は、適格請求書として請求すること。
- (3) 納品方法は、次のいずれかの方法による。なお、納品された電子媒体は、原則一切返却しない。
  - ・健診機関の職員が直接運搬し納品
  - ・セキュリティ便等を利用した配送（ただし協会支部の了承を受けたものに限る）
- (4) 協会支部は、健診機関から納品された事業者健診データの内容を確認し、不備がなければ、速やかに費用を支払うものとする。

なお、協会支部へ提出された事業者健診データに不備があった場合は、健診機関に電子媒体の返戻は行わず、協会支部で廃棄処理するものとし、健診機関は訂正分を再度納品するものとする。

### 6. データの廃棄・消去

委託契約書第12条第5項に定める報告は、別紙4「終了時検査報告書」により報告することとする。

### 7. 事故対応

健診機関は、健診機関及びその再委託先にて、本業務の実施により事故及び損害が生じた際は、直ちに協会支部へ報告を行うとともに、その責任及び負担において処理解決にあたることとする。ただし、協会支部の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

### 8. その他

本要領に定めのない事項については、その都度協会支部と協議のうえ決定すること。

また、健診機関において電子カルテ情報共有サービスによる事業者健診データの提供に切り替える場合は、別途覚書を締結したうえで、覚書締結日以降の受診日となっている事業者健診結果について、健診機関は本業務に基づく費用の請求を行わないこととする。